

大規模災害等交番協力員運用要綱の制定について

(平成13年5月17日甲通達地第35号)

大規模災害時等の警察活動を効果的に展開するため、「大規模災害等交番協力員運用要綱」を別添のとおり定め、平成13年6月1日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

大規模災害等交番協力員運用要綱

第1 目的

大規模災害その他の事案（以下「大規模災害等」という。）に対処する場合、交番等の警察官が長期間警備要員等として出勤することから、空き交番等が増加し住民サービスの低下が懸念される。

この要綱は、警察業務に精通している静岡県警友会（以下「警友会」という。）の会員を大規模災害等交番協力員（以下「協力員」という。）として委嘱し、被害状況等の情報収集及び空き交番等への支援を得ることで警備活動を円滑に推進するとともに、地域住民の不安感の除去及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

第2 協力員の名称

協力員の名称は、交番協力員とする。

第3 委嘱及び時期

1 委嘱

署長は、地区警友会長から交番協力員推薦者名簿（様式第1号）により協力員として推薦された警友会員に、委嘱状（様式第2号）を交付して委嘱するものとする。

2 任期

協力員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 解嘱

署長は、協力員の辞意等があった場合は、地区警友会長と協議してこれを解嘱することができる。

第4 協力要請等

1 署長は、大規模災害等により協力員の支援が必要と認めるときは、県本部地域課長と協議し、本部長に報告するものとする。

2 本部長は、要請理由、要請期間等を明記した大規模災害等交番協力員支援要請書（様式第3号）により、警友会長に要請するものとする。この場合において、緊急を要するときは、本部長は電話その他の方法により要請し、事後速やかに大規模災害等交番協力員支援要請書を提出するものとする。

3 署長は、協力要請が承諾されたときは、地区警友会長と具体的な活動内容等について協議するものとする。

4 署長は、協力員の支援を受ける必要がなくなり活動を終了したときは、期間中の活動状況を交番協力員活動状況報告書（様式第4号）により、速やかに本部長に報告（県本部地域課長を經由）するものとする。

第5 協力員の活動内容等

1 活動内容

- (1) 大規模災害等発生時における自宅周辺の被害状況等の情報収集及び通報
- (2) 空き交番等における次の支援業務
 - ア 地理案内
 - イ 住民の意見・要望、遺失・拾得届、事件、事故届等の警察官への取り次ぎ
 - ウ 事件、事故等発生時における警察官への連絡

2 活動場所・時間

- (1) 活動区域は、原則として当該協力員の住居を管轄する署の管轄区域とする。
- (2) 活動の拠点は、署長が指定する空き交番等とする。
- (3) 1日の活動時間は、午前9時00分から午後5時00分までの6時間を限度とし、その割振りは署長が地区警友会長と協議して定めるものとする。

第6 名札等

協力員は、その活動を行うに当たっては、協力員であることを示す名札及び腕章（様式第5号）を着用するものとする。

第7 活動の記録

署長は、協力員に対し活動中の取扱事項について、交番協力員活動記録（様式第6号）の提出を求めるものとする。

第8 事故報告

署長は、協力員に係る事故が発生したときは、交番協力員事故発生報告書（様式第7号）により、速やかに本部長（県本部地域課長を経由）に報告するものとする。

第9 運用上の留意事項

署長は、協力員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 協力員の活動に便宜を図ること。
- 2 協力員が活動中に知り得た関係者の秘密については、これを厳守させること。
- 3 警察官との連携を保持するなど、適切な活動を行うように指導すること。
- 4 協力員の事故防止を図ること。
- 5 協力員に対して平素から有事を想定した活動要領等の指導教養を行うこと。